

四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年3月23日

四日市市長 田中 俊行

四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県外からの転入者の移住を支援することにより、中古住宅等の空き家の有効活用を図るとともに、市内への定住促進を図ることを目的として、住宅改修工事を行う者に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助することに関し、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住者 第7条の規定による申請の時点において次に掲げる要件を全て備える者をいう。

ア 平成27年3月23日以降に県外から本市に転入した者又は転入する予定である者

イ 第3条に規定する補助対象の住宅に転入する日の直前に、県外に1年以上居住していた者

ウ 転入日から6ヶ月以上が経過していない者

エ 売買契約の締結による空き家住宅又は空き建築物の所有者である者若しくは所有者となることが決定している者又は売買契約は未締結だが、売買に係る所有者の同意が書面により得られている者で、リノベーション等が完了するまでに売買契約が締結できるもの

(2) リノベーション等 空き家住宅又は空き建築物を、住宅(店舗併用住宅等を含む。)として使用する上で、転入者のニーズに応じて多様なライフスタイルを実現するため、住宅の機能若しくは性能を維持し、又は向上させるため、住宅及び住宅の一部について修繕、補修、模様替え、更新等を行う改修工事をいう。

(3) 空き家住宅又は空き建築物 建築から1年以上を経過した一戸建ての住宅又は建築物で、現に居住又は使用していたものであり、売買契約時点、第7条の規定による申

請の時点又は転入日の直前のいずれかの時点において現に居住又は使用していないものをいう。

- (4) 耐震改修工事 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 3 章及び第 5 章の 4 に規定する基準又は耐震改修促進法（平成 7 年法律第 123 号）第 17 条第 3 項第 1 号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成 18 年国土交通省告示第 185 号）を満たすようにする補強工事をいう。

（補助対象の住宅又は建築物）

第 3 条 補助金の交付対象となる住宅は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に存在するものであること。
- (2) 一戸建ての空き家住宅又は空き建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 1 号に規定する建築物のうち、長屋（2 以上の住戸又は住室を有する建築物で、かつ、建築物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下等の共有部分を有しないものをいう。）及び共同住宅（2 以上の住戸又は住室を有する建築物で、かつ、建築物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下等の共有部分を有するものをいう。）を除くものをいう。）であること。
- (3) 補助金の交付申請年度内にリノベーション等が完了すること。
- (4) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、又は工事に着手したものにあっては、耐震改修工事をし、耐震性を確保するものであること。

（補助対象者）

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、県外からの移住者が定住するための空き家住宅又は空き建築物においてリノベーション等を行う者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 県外からの移住者若しくは移住予定者が居住するための空き家住宅又は空き建築物の所有者又は所有予定者であること。
- (2) (1)に掲げる者及び移住者の世帯構成員が市町村税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (4) 移住者が地域活動に積極的に参加しようとする意思があること。
- (5) 移住者が補助対象の住宅に 3 年以上定住する意思があること。
- (6) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (7) 四日市市子育て世帯の住み替え支援住宅リフォーム補助金交付要綱（平成 25 年四日市市告示第 138 号）及び四日市市子育て世帯の住み替え支援家賃補助金交付要綱（平成 25 年四日市市告示第 137 号）による補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、リノベーション等に要する費用が30万円以上である工事とする。

2 次に掲げる工事は、補助対象工事としない。

- (1) 建物でない外構工事
- (2) 容易に取り外しができるものを設置する工事
- (3) 建設業者で調達しない設備機器等を設置する工事
- (4) 他の公的補助金、利子補給又は介護保険から支給される工事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める工事

3 第1項に定める工事は、県内に本店、支店又は営業所を有する建設業者によるものでなければならない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要した費用の3分の1に相当する額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、100万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする申請者(以下「申請者」という。)は、四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象工事の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 移住者の世帯全員の住民票(発行日から3月以内のもの)
- (2) 移住者の世帯全員の市町村税の滞納がないことの証明書(発行日から3月以内のもの)
- (3) 移住者が1年以上県外に居住したことを証する書類
- (4) 売買契約書の写し等
- (5) 補助対象の住宅の建築時期及び居住又は使用されていたことがわかる書類
- (6) 誓約書
- (7) 工事見積書の写し等工事内容・工事費がわかる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、交付を決定し、四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(中間検査)

第 9 条 市長は、前条の補助金交付決定通知の後、必要があると認められる場合には、当該工事現場に立ち入り、検査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の検査を行った結果、工事が適切に行われていないと認められる場合において、申請者に対し、工事を適切に行うべきことを命ずることができる。この場合において、申請者が当該命令に従わないときは、市長は、前条の補助金交付決定を取り消すことができる。

(補助金交付変更の申請等)

第 10 条 補助金の交付決定を受けた者(以下「決定者」という。)が、リノベーション等の内容、経費の配分その他事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするとき、又はリノベーション等を中止しようとするときは、あらかじめ四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金変更交付申請書(第 3 号様式)にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における 20 パーセント以内の変更をいう。
- 3 市長は、第 1 項の補助金変更交付申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めたときは、第 8 条による決定を変更し、四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金変更交付決定通知書(第 4 号様式)により申請者に通知する。

(認定及び決定の取消等)

第 11 条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、市長は、期限を定め、交付決定者にその全部又は一部の返還を命じる。

- (1) 第 3 条及び第 4 条に規定する補助金の交付要件を喪失したとき。
- (2) 四日市市補助金等交付規則、この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 補助事業に関する申請、報告、施工等について不正な行為があったとき。
- (6) 転勤などを除く自己の都合により、転入日から起算して 3 年以内に、補助対象の住宅から転居したとき。
- (7) その他補助金の使用が不適切であると市長が認めるとき。

(実績報告書)

第12条 決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金実績報告書(第5号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は請書の写し
- (2) リノベーション等に要した費用にかかる工事代金請求明細書及び支払額を証する領収書の写し
- (3) 施工箇所にかかる施工前、施工中及び完了後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類
(完了検査)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった後、必要があると認められる場合には、当該現場に立ち入り、検査を行うことができる。

2 市長は、前項の検査を行った結果、工事が適切に行われなかったと認められる場合は決定者に対し、不適切な部分を改善するよう命ずることができる。この場合において、決定者が当該命令に従わないときは、市長は、第8条の補助金交付決定を取り消すことができる。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、第12条の規定による実績報告書を受領した場合において、その内容を審査のうえ、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付確定通知書(第6号様式)により決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 決定者は、前条の確定通知を受けた後すみやかに、四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金支払請求書(第7号様式)により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

(関係書類の整備)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る関係書類を整備して、当該補助事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長が実施する検査に協力しなければならない。

3 市長は、補助金の交付を受けた者が、前各項の規定に従わない場合は、補助金を返還させることができる。

(補助金の評価)

第17条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めるときは、要綱の改正又は廃止、その他適切な措置を講じるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年3月23日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

(都市整備部都市計画課)

年 月 日

四日市市長

申請者 住所
(世帯代表者) 氏名 印
電話番号 ()

四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付申請書

四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 住宅の概要及び補助金交付申請額等

住宅の所在地	四日市市
住宅の種類	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ その他
住宅の建築年月	年 月
耐震改修工事の有無	有 ・ 無
工事費	円
補助金申請額	円
予定工期	年 月 日から 年 月 日まで

2. 移住者世帯構成員（記入欄が不足する場合は次頁に記入）

	氏名	続柄	生年月日	年齢
世帯主			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳

3. 添付書類：次頁参照

【同意事項】

この補助金の申請に係る審査のため、市が私を含む世帯構成員全員の住民基本台帳及び市町村税の納付状況について確認することに同意します。

住所 印
氏名

2. 世帯構成員（前頁の記入欄が不足する場合に記入）

	氏名	続柄	生年月日	年齢
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳
世帯員			年 月 日	歳

添付書類

- (1) 移住者の世帯全員の住民票（発行日から3月以内のもの）
- (2) 移住者の世帯全員の市町村税の滞納がないことの証明書（発行日から3月以内のもの）
- (3) 移住者の世帯全員が1年以上市外に居住したことがわかる書類
- (4) 売買契約書の写し等
売買に関する同意書でも可（ただし、同意書を提出した場合は、補助金実績報告時に売買契約書の写しを提出してください。）
- (5) 住宅の建築時期及び居住又は使用されていたことがわかる書類
- (6) 誓約書
- (7) 工事見積書の写し等工事内容・工事費がわかる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

売買契約締結同意書

所 有 者 住所
氏名 _____ 印

購入予定者 住所
氏名 _____ 印

私たちは、下記住宅について売買契約を締結することに同意します。

記

1 売買物件

事業実施場所 (住宅の所在地)	
--------------------	--

2 売買契約締結予定日 平成 年 月 日

誓約書

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

電話番号 ()

印

四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金の交付申請にあたり、私を含む世帯構成員全員が次に掲げる事項について誓約します。

- (1) 地域の活動に積極的に参加しようとする意思があること。
- (2) 補助対象の住宅に3年以上定住する意思があること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 実績報告書を提出するまでに、四日市市に転入（住民登録）します。
移住予定者の場合

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金について、下記のとおり交付することと決定したので、四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1．住宅の所在地 四日市市

2．交付決定額 円

3．交付条件

- (1) 四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

(注意事項)

リノベーション等が完了したときは、完了した日から30日以内又は完了した日の属する年度の3月20日までのいずれか早い日までに、四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金実績報告書を提出すること。

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

フリ ガナ
氏 名

印

電話番号 ()

四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号 により交付決定を受けた四日市市
移住促進のための空き家リノベーション補助金について、下記のとおりその内容等
を変更又は中止したいので、四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交
付要綱第10条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 住宅の所在地 四日市市

2. 変更内容

3. 変更交付申請額 円
前回交付決定額 円
変更増減額 円

4. 添付資料

- (1) 変更後の工事見積書の写し等工事内容・工事費がわかる書類
- (2) その他変更内容が判断できる書類
- (3) 市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

四日市市長

印

四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金については、四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

記

1. 住宅の所在地 四日市市

2. 変更内容

変更内容は、年 月 日付け四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金変更交付申請書の記載のとおりとする。

3. 変更交付決定額	円
前回交付決定額	円
変更増減額	円

4. 補助金の交付条件

- (1)四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付要綱を遵守すること。
- (2)この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3)この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

年 月 日

四日市市長

住 所
フリ ガナ
氏 名
電話番号

印

()

四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金について、対象となるリノベーション等が完了したので、四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり実績報告します。

1. 住宅の所在地 四日市市

2. 工事完了日 平成 年 月 日

3. 添付書類

- (1) 工事請負契約書又は請書の写し
- (2) リノベーション等に要した費用にかかる工事代金請求明細書及び支払額を証する領収書の写し
- (3) 施工箇所にかかる施工前、施工中及び完了後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類
世帯全員の住民票の写し
交付申請時に移住予定者であった場合
売買契約書の写し
受給資格認定申請時に同意書を提出した場合

【同意事項】

- 1 この補助金の交付確定に係る審査のため、市が私を含む世帯構成員全員の住民基本台帳及び市税の納付状況について確認することに同意します。
- 2 補助金交付後の調査のため、補助金の交付日から起算して3年間、市が私を含む世帯構成員全員の住民基本台帳及び市税の納付状況について確認することに同意します。

住 所
氏 名

印

第6号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり
確定したので、四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付要綱第14
条の規定により通知します。

記

1. 住宅の所在地 四日市市

2. 交付決定額 円

3. 交付確定額 円

第7号様式（第15条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

フリガナ
氏 名

印

電話番号 ()

四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金支払請求書

年 月 日付け 第 号 で交付の額の確定を受けた四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金について、四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり請求します。

記

1. 住宅の所在地 四日市市

2. 支払請求額 円

振 込 先	銀行・金庫・組合		支店・支所・出張所
	口座種別	口座番号	口座名義人（カタカナ）
	1 普通 2 当座		